

## 永平寺町農業経営環境改善事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、農作業において労働者の確保等に支障をきたすなど影響が出ているため、**農作業の省力化に必要な農業用機械器具、販路開拓のためのウェブサイト開設や農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用に係るパソコン等の備品の購入**に対し支援します。（令和4年度限り）

補助対象 (例)	アシストスーツ 	パソコン  Windows 10、11 macOS バージョン 11.3 以上	プリンター 	リモコン草刈機 	農業用ドローン 
価格帯（目安）	15万円	15～20万円	5～10万円	100～130万円	80～300万円
補助対象者	町内農業者、農業法人等の農業経営体で、水稻生産実施計画書（細目書）提出者で町税等完納していること				
補助要件	農業経営環境改善事業実施計画書（令和5年産以降の生産調整実施）・見積書（2者以上）等の提出、パソコン等の導入は <b>販路開拓のためのウェブサイトの開設</b> または <b>農林水産省共通申請サービスの利用開始</b> 等				
補助率	補助対象額の2/3以内				
補助上限額	30万円				
補助対象期間	令和4年4月1日から令和5年2月28日まで（補助の対象期間中に支払が完了すること）				
申請期間 受付窓口	令和4年12月28日まで（開庁日時のみ受付、町公式ホームページに申請書様式掲載） 永平寺町農林課（本庁2階または永平寺支所内）、上志比支所				

※ 維持管理に係る費用については補助対象外。補助対象欄記載以外の整備については、必要不可欠な理由の記載が必要。

問い合わせ先 永平寺町役場 農林課 電話 0776-61-3947（課直通）